

広島県告示第七七七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第四項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住所	所 在	面積（㎡）
有限会社新栄商事グループ	三原市本郷町船木一三六七番地四	三原市本郷町船木字亀津一〇四二番ほか五〇筆	三五、〇七九
中廣 洋治	三原市本郷町船木七九三番地一	三原市本郷町船木字小屋床九三三番一ほか二筆	一六、〇七一・五
高田 圭太郎	福山市西新涯町二丁目一六番三五―八号	尾道市浦崎町字田下一二一七番	一、五五〇
株式会社vegeta	庄原市東城町帝釈宇山七七七番地	三次市向江田町二六九五番一ほか二筆	四、七八一
株式会社ライスファーム藤原	三次市三良坂町田利三四一番地二	三次市向江田町二七二四番一ほか五筆	一〇、四二八
農事組合法人ファームあおが	三次市青河町八七六番地一	三次市青河町一一二一番四ほか二筆	四、四〇二
株式会社福田農場	三次市和知町二六八二番地二	三次市向江田町一三五〇番三ほか二筆	七、四〇七
農事組合法人ほんむら	庄原市本村町二七六四番地一	庄原市本村町字実ヶ森一四九番一ほか六筆	一四五、七八四
木村 英宗	庄原市濁川町四九四番地	庄原市濁川町字上組一五〇七番ほか一筆	六、三八七
清水 和幸	安芸高田市高宮町原田二八九一番地	安芸高田市高宮町原田字細河内二八五一番一〇ほか一筆	二四、七一九
清水 則雄	安芸高田市高宮町原田二九八八番地二	安芸高田市高宮町原田字細河内二八五〇番七ほか四筆	八、八一―
山本 一志	安芸高田市高宮町原田一七八八番地四	安芸高田市高宮町原田字上岡田三三八九番一ほか八筆	一三、六六七
上田 義之	安芸高田市高宮町房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字大坪四五〇番ほか一筆	三、三三一
上田 義之	安芸高田市高宮町房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字麻風呂三八一番一ほか三筆	五、一八〇
株式会社恵	世羅郡世羅町大字賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字重永字城ヶ鼻六八番三二ほか三筆	四、八五五

二 認可年月日

平成三十年九月二十五日